

別添 1 所得の算定について

所得算定表

			夫	妻
所得額	A	所得の合計 (※1)	円	円
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額 (※2)	80,000円	80,000円
	C	雑損控除額 (※3)	円	円
	D	医療費控除額 (※3)	円	円
	E	小規模企業共済掛金控除額 (※3)	円	円
	F	障害者控除額 (該当者数 × 270,000円)	円	円
	G	障害者控除額 (特別) (該当者数 × 400,000円)	円	円
	H	勤労学生控除額 (該当する場合 270,000円)	円	円
	I	寡婦控除額 (該当する場合 270,000円)	円	円
	J	寡婦控除額 (特別) (該当する場合 350,000円)	円	円
	K	控除額合計 (B～Jの合計)	円	円
対象所得額の算出	L	所得額 (A - K) (マイナスの場合は0円)	円	円
	M	夫婦の所得額の合計	円	

- ※1 A欄は所得額証明書の「総所得金額等」の数字
(給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が該当)
- ※2 B欄は、Aの総所得額がある場合に控除することができます。
- ※3 C, D, E欄は実際に控除された額